

# 杵築市大田横岳自然公園の指定管理者募集要項

## 1. 管理運営業務仕様書

指定管理者が行う業務の内容及び管理運営基準とその範囲等については、別添の杵築市大田横岳自然公園の指定管理に関する業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおりとします。

## 2. 施設の概要

- (1) 名称 杵築市大田横岳自然公園
- (2) 所在地 杵築市大田波多方4448番地1ほか横岳周辺地域  
(敷地面積約8ヘクタール)
- (3) 設置目的 杵築市の自然豊かな環境を活かし、観光レクリエーションゾーンの中核施設としての機能及び市民の健康増進に努め、活力ある地域づくりに寄与することを目的とします。
- (4) 開設年月 平成4年9月
- (5) 施設概要
  - ① 宿泊研修施設「横岳荘」
  - ② 簡易宿泊施設「ログハウス」6棟
  - ③ 入浴施設
  - ④ 天体観測施設「キララ館」
  - ⑤ テニス場 人工芝2面
  - ⑥ キャンプ場
  - ⑦ 野外炊飯施設
  - ⑧ 展望台
  - ⑨ 東屋 3軒
  - ⑩ 遊具
  - ⑪ 公衆トイレ 3棟
  - ⑫ 鹿公園
  - ⑬ 巨石探検道
  - ⑭ 駐車場

## 3. 指定期間

指定管理期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日とします。

## 4. 申請書の配布期間及び現地説明会

- (1) 募集要項等の配布  
配布期間 令和7年9月22日（月）から令和7年10月15日（水）  
配布場所 杵築市 大田振興課
- (2) 現地説明会  
開催日時 令和7年10月7日（火）午前10時00分  
開催場所 杵築市大田波多方4448番地1  
横岳自然公園 横岳荘  
参加申込 参加希望（1団体3名まで）の方は「杵築市大田横岳自然公園指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書（様式5）」に必要事項を記入のうえ、令和7年10月1日（水）午後5時までに問合せ先までFAXまたはE-mailで申し込んでください。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「杵築市大田横岳自然公園指定管理者募集要項等に関する質問書（様式6）」により、次のとおり受け付けます。

受付期限（初回） 令和7年10月3日（金）午後5時まで

受付期限（最終） 令和7年10月17日（金）午後5時まで

提出場所 杵築市 大田振興課

提出方法 持参、郵送、FAX、E-mailにより受け付けます。

5. 指定申請書等の提出

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出してください。なお、市が必要とする場合は追加資料の提出を求めることがあります。

書 類 名	備 考
① 公の施設指定管理者指定申請書（様式1）	
② 管理運営に関する事業計画書（様式2）	令和8年度～12年度分
③ 管理運営に関する収支計画書（様式3）	令和8年度～12年度分
④ 誓約書（様式4）	
⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類	
⑥ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書	
⑦ 印鑑証明	法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの
⑧ 指定申請の日の属する事業年度の前3カ年度における団体等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表、損益計算書等の財務状況を明らかにする書類	
⑨ 指定申請の日に属する事業年度の前3カ年度事業における団体等の事業報告書及びその他業務の内容を明らかにする書類	
⑩ 団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	設立趣旨、従業者数、資本金の額、その他経営規模等
⑪ 同種又は類似施設の管理運営実績がわかる書類 施設の名称、所在地、施設の内容・規模、集客数が確認できる書類 施設の事業内容、管理運営体制、管理運営の期間、施設の管理運営経費等がわかる収支決算書等	同種又は類似施設の管理運営実績がある場合のみ提出（様式は任意、A4判で提出）
⑫ 納税証明書（未納がないことの証明書） ・市税（杵築市で課税されていない団体等で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、その所在地の市税。代表者においては、居住地のもの）について未納がないことの証明書 ・消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 ・水道使用料及び下水道使用料について未納がないことの証明書（市税と同じ市のもの）	最新年度のもの

⑬ 労働保険に加入していることを証する書類（写し）	従事者を雇用していない事業者は除く
⑭ その他市長が必要と認める書類	

- (2) 提出期限 令和7年10月1日（水）から令和7年10月27日（月）まで（ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。）受付時間は午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 提出場所 杵築市 大田振興課
- (4) 提出方法 担当課へ直接持参してください。
- (5) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）とします。
- (6) 提出にあたっての留意事項
- ① 提出書類の取扱い  
提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は指定管理者の決定の公表等に必要の場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。  
なお、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
  - ② 申請の辞退  
申請書類を提出した後に辞退する場合は、杵築市大田横岳自然公園指定管理者申請辞退届（様式7）を提出してください。
  - ③ 情報公開  
提出書類は、杵築市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。
  - ④ 申請に関する経費負担  
申請に際して必要な経費は、すべて申請者の負担となります。

## 6. 申請資格等

### (1) 申請資格

- ① 申請者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は複数の団体等により構成された共同企業体等（以下「共同企業体等」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑に本施設の管理運営を行うことができるものとします。

### (2) 共同企業体等の申請について

- ① 共同企業体等で申請する場合は、申請時に共同企業体等を結成することとします。
- ② 構成員の中から代表構成員を定めてください。
- ③ 協定書の締結にあたっては、共同企業体等の構成員すべてを協定の当事者とします。
- ④ 選定後の協議は、代表構成員を中心に行いますが、協定書に関する責任は、共同企業体等の構成員のすべてが負うこととなります。

### (3) 複数申請の禁止

- ① 単独で申請した団体等は、共同企業体等で申請することはできません。
- ② 共同企業体等で申請した団体等は、他の共同企業体等の構成員となることはできません。

### (4) 共同企業体等の構成員の変更

共同企業体等で申請した場合、その構成員の変更は、原則として認めません。

### (5) 欠格条項

次に該当する団体等（共同企業体等の構成員である団体等を含む。）は、申請者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体等。

- ② 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある団体等。
  - ③ 募集時に杵築市から指名停止措置を受けている団体等。
  - ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるもの。
  - ⑤ 団体等又はその代表者が市税等(団体等においては、市税・消費税及び地方消費税・市水道使用料及び下水道使用料、代表者においては、市税・市水道使用料及び下水道使用料)の滞納がある団体等。
  - ⑥ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条(同法第 166 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する本市の議員、市長、副市長、委員会の委員長又は委員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準すべき地位に就任している団体等(本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。)
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等
- (注) 指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することとなった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがあります。

## 7. 指定管理者候補者の選定方法

### (1) 選定の手順

- ① 申請書の受理後、所管課において資格審査を行います。
- ② 杵築市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、選定基準に基づき書類審査、ヒアリングにより審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。  
選定委員会の会議は非公開とします。

### (2) ヒアリング

- ① 選定委員会において、申請者からヒアリングを実施する予定です。
- ② 実施方法は、申請者の代表者等から事業計画書等の説明と選定委員会の委員からの質疑を行います。
- ③ ヒアリングに要する経費は、すべて申請者の負担となります。

### (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については申請者に書面で通知するとともに公表します。

### (4) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定することとします。

## 8. 選定基準

指定管理者候補者選定基準

条例に定めた選定の基準	項目	審査基準	配点 100	採点
I. 指定施設について市民の平等な利用が	1. 基本方針	① 施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針となっているか。	10	A 10 B 8 C 5

確保されること		②平等な利用を確保するものとなっているか。		D 3 E 0
Ⅱ.事業計画の内容が指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	2.事業への具体的な取組み	①施設の特徴を活かした、施設の効用を高めるための提案がされているか。	24	A 24 B 18 C 12 D 6 E 0
		②利用時間や自主事業の実施などサービスの向上につながる提案がされているか。		
		③施設の情報発信等、広く周知する広報事業等が計画されているか。		
		④施設の維持管理の考え方は適切であるか。		
		⑤利用者の満足度や苦情等の把握方法は的確であり、サービス向上に反映する体制となっているか。		
	3.収支計画	①収入、支出の積算は適正かつ実現可能であるか。	20	A 20 B 15 C 10 D 5 E 0
		②管理費用等が縮減される提案となっているか。		
	4.組織・人員配置	①組織体制及び責任体制が効率的かつ適切であるか。	14	A 14 B 10 C 7 D 3 E 0
		②資格や技術を有する人材の配置や、安定した運営管理が行える人員配置、勤務体制となっているか。		
		③職員・従業員に対する教育・研修等の実施など、人材育成の取組みがなされているか。		
Ⅲ.事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること	5.団体等の経営の健全性	①管理運営を継続的・安定的に行う適正な経営規模を有しているか。	10	A 10 B 8 C 5 D 3 E 0
		②管理運営を継続的・安定的に行う適正な財務体質であるか。		
	6.類似施設の運営実績	①類似施設を安定的に運営した実績はあるか。	5	A 5 B 3 C 0
	7.安全管理、緊急時等の対応	①安全対策は明確で、従業員等の教育・訓練等の計画はあるか。	12	A 12 B 9 C 6 D 3 E 0
		②事故や災害時等緊急時の連絡体制や対応策が整備されているか		
		③個人情報の取扱いについて、必要なルール等を定め、適切な管理を行うことができるか。		
Ⅳ.その他	8.地域の活性化	①地元雇用等により、地域の活性化が期待できるか。	5	A 5 B 3 C 0

## 9. 指定管理者の指定

指定管理者は、杵築市議会の議決を経て指定されます。

## 10. 協定書の締結

杵築市と指定管理者は、指定期間の開始前までに業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議のうえ協定書を締結し、これに基づき指定管理業務を行います。

**問い合わせ先**

担当課名：杵築市大田振興課 総務係

住 所：〒879-0901 杵築市大田石丸445番地

T E L：0978-52-2222（内線：131）

F A X：0978-52-2762

Eメール：[o-sinkou@city.kitsuki.lg.jp](mailto:o-sinkou@city.kitsuki.lg.jp)

